

## 騒音訴訟記録No. 8

マンション・上下階居住者間

## 騒音トラブル訴訟

(平成20年提訴、平成24年判決)

騒音（衝撃音）がうるさいとして、40dB以上の騒音を発生させないように求めると共に、これまでの被害に対する損害賠償として慰謝料を請求した事案である。

原告は、被告の子どもが毎晩深夜まで室内を走り回り、45dBから66dBの音量の歩行音を発生させ、これは受忍限度を越え、原告らの人格権および所有権を侵害する不法行為だと主張した。原告らは約3年間に亘る騒音の発生記録をとり、騒音のレベル記録と周波数分析を行って証拠資料として提示した。一方、被告は原告らの言

うような騒音は発生させていないこと、騒音記録は信用できないこと、和室以外にはフローリングの上に絨毯を敷いて防音に配慮していることなどを主張して争った。

事例。

②上階からの騒音の受忍限度を具体的な数値

（騒音レベル）として判示した事例。

③第1審判決に事実誤認があるとして被告が控訴したが、結局、和解が成立した事例。

## △概要△

マンション1階に住む居住者夫婦が、直上階に居住する家族の子どもの足音（床衝

た。

被告は、これを不服として高裁に控訴し、騒音レベルの測定記録には問題があり、原審の判決には事実誤認があると主張した。

高裁で口頭弁論が行われたが、最終的には両者の和解が成立し、被告側は自室を退去し、原告がそれに係わる諸費用を支払うことなどで決着した。和解の詳細な内容は閲覧制限がかけられているので不明であり、具体的な金額などは分からぬ。

この事案は、床衝撃音の有無、頻度、音量などを争点としているが、実際は近隣同士の感情的ないざこざであり、日々の生活や訴訟での争いの中で、激しい応酬が繰り広げられた。その内容、やり取りは次節にて詳述している。

判決では、記録された騒音レベルが上階からの足音であることを認め、被告が子どもの足音を到達させないよう配慮すべきであるのにこれを怠ったとして、原告らの請求である騒音の差し止めと慰謝料をほぼ全面的に認めた。かつ、床衝撃音に関しては、午後9時から翌日7時までの時間帯では騒音レベルが40dBを、午前7時から同日9時までは53dBを超えて、騒音を到達させなければならないと具体的な数値を判示し

（注）騒音レベルの単位は、以前はdB（A）と記述していたが、その後のJIS改正でレベル値はdBに統一された。そこで、本書の判決文ではdB（A）と記述されているが、それ以外の部分ではdBと記述している。

## 2. トラブル発生から終結までの詳細

本事案の経緯を、双方のやり取りを中心  
に時系列で整理したものを表8-1に示し  
た。これに沿つて、争いの詳細を説明する。

### 1カ月後に直上階へ入居

原告は、平成17年12月に8千万円弱  
でマンションを購入し、翌年3月14日に  
1階の104号室に入居した。104号室  
は4戸並びの妻住戸である。原告らに子ど  
もはなく、夫婦2人暮らしの生活であった  
が、新しい住居で快適な暮らしが出来るも  
のと考えていた。

その後、約1カ月後の4月18日に、直

上階の2階204号室に被告家族が入居し  
てきた。入居時に挨拶があつたかどうかは  
不明であるが、その直後から毎晩子どもの  
走り回る音が響きはじめたと原告は証言し  
ている。あまりにうるさいので管理人に相  
談したところ、マンションの管理会社を通  
じて注意をしてくれることになり、騒音に  
注意をするように全戸に注意書きが配布さ  
れた。

しかし、裁判で被告は、子どもは5月の  
GW頃までは実家にいて留守だったとい  
う。数日後、原告妻が被告宅へ苦情を言い

い、原告は、その頃でも母子で出かける姿  
を目撃したと主張して、両者の話は噛み  
合っていない。

### 最初の軋轢

同年9月には、被告の子どもが2階のベ  
ランダで遊んでいて、非難用の金属製の  
ハッチの上で飛び跳ねたので、音がガンガ  
ンと響いた。原告はすぐに被告宅へ行き、  
子どもをベランダで遊ばせないようにと苦  
情を言った。この時のやり取り（表8-2  
(\*1) 参照）は、原告と被告でニュアン  
スが異なり、どちらも自分は冷静に対応し  
たが、相手の態度が険悪だったことを強調  
するような表現となっている。

その後、原告が再び管理人に相談し、前

回同様にマンション全戸に騒音に注意する

ようビラを配布したが、騒音は一向に止む  
ことはなかつたと原告は言う。そこで、翌  
年2月には、原告が被告宅へ直接書面を投  
函し、「昨年4月の入居以来、子供さんの  
走り回る音（騒音）で大変に迷惑をしてい  
ます。具体的な対処をお願いします。改善  
されないようでしたら、法的手段も考えて  
おります。104号（原告名）」と告げ  
ましたと一旦は帰ったが、午後の3時ぐら  
いにまた警察が来訪し、再び通報があつた

に行き、そこでまた激しい口論となる（表  
8-2 (\*2) 参照）。ここでも両者の証  
言には大きな違いがあるが、原告が「テレ  
ビの音が聞こえないくらいうるさい」と  
いつたことに対し、被告は「我が家は食事  
中だったので、音はうちの音ではない」と  
騒音の発生源であることを否定した。

### 泥沼の争いに

原告は、平成19年8月から約3年間に  
亘つて、メモ紙に発生騒音の記録をつけて  
おり、その枚数は470枚に及ぶ膨大なもの  
である。また、同年9月からは役所から  
騒音計を借りて騒音レベルも測定し、その  
騒音は60dBを超えていたと主張してい  
る。

その後、再度の苦情により管理会社が全

戸に騒音注意のビラを配布し、原告は、内  
容証明付きの郵便を送りつけ、騒音防止の  
措置を講じるように求めた。また、12月  
には子どもが走り回つてうるさいと警察に  
通報し、翌年4月にも通報により被告宅に  
警察がやつて來た。被告が「走り回つてな  
んかいません」と伝えると、警察は分かり  
ましたと一旦は帰つたが、午後の3時ぐら

表8-1 本事案の時間的な経過

年月		原告側	被告側	測定等、備考
平成17年	12月	マンション購入		
平成18年 (2006)	3月	マンション1階（104号）に入居		
	4月			マンション2階（204号）に入居
	5月	上階の騒音を管理人に相談		
	9月	被告側に騒音を出さないよう直接注意（*1）	（被告は騒音の発生源であることを否定）	
	11～12月	管理人に再度相談		
平成19年 (2007)	2月	騒音を出さないよう手紙投函 (別紙) 再び直接苦情（*2）		
	9月	役所より騒音計を借り、自室内で騒音測定		
	10月			管理会社がマンション全体に騒音注意のビラを配布
	11月	内容証明郵便で騒音防止要求	事実誤認と反論	
	12月	騒音を理由に警察に通報		
平成20年 (2008)	4月	警察に通報。午後にも2度目の通報		
				理事会で内容証明郵便を見せ、言いがかりで困っていると説明
	7月	室内騒音を測定		
	8月			管理組合が再度注意ビラを配布・掲示
	8～12月	原告妻が通院（診断書12/8）		
	12月	東京地裁へ提訴（12/19）		
平成22年 (2010)	6月	階段を下りてきた母子に直接苦情		
	8月	(H19.8.23～H22.8.30までの騒音を記録)		
平成23年 (2011)	8月	被告側へ騒音に関する苦情。激しいやり取りとなる（*3）		
平成24年 (2012)	3月	判決（原告全面勝訴）		
	4月			被告側、東京高裁へ控訴
	-	和解成立		

(\*1～\*3) は、やり取りの一部を表8-2、表8-3に記載

表8-2 原告被告のやり取り(1)

年月	原告供述	被告供述
最初の直接的コンタクト (*1)		
平成18年 9月	<p>騒音を注意しに行き             (原告妻)            「すみませんが、(ベランダの)鉄板の上で遊ばせるのはやめてもらえますか。普段もお子さんの走り回る音で困ってるんですけど。」</p> <p>(被告妻)            かなりむつとした様子で「すみません！」と吐はき捨てるようにいい、扉を閉めた。</p>	<p>原告が怒鳴り込んできて             (原告妻)            「いい加減にして下さい。うるさいです。ベランダで遊ばせるのはやめて下さい。」</p> <p>(被告妻)            「申し訳ありません。すぐにやめさせます」</p>
被告入居後8ヶ月 (*2)		
平成19年 2月	<p>苦情を言いに行くと             (被告)            「またあんたか！お前んちのダンナはいつも出てこないで何やってんだよ。」</p> <p>(被告妻)            「あんた何言ってるの。音は全く出していない！」</p> <p>(原告妻)            「本当に困っているんです。静かにしてもらえますか」</p> <p>(被告妻)            「あんた、うつ病なんじゃないの。管理会社の人も言っていますよ」、「静かにしろってことは私たちに死ねって言ってるんですか」</p> <p>(フローリングにじゅうたんを敷いていないのを指摘すると、相手が手を上げたので)</p> <p>(原告妻)            「殴りたければ、殴りなさい」というと手を引っ込んだ。</p>	<p>原告が苦情を言いに来て             (原告妻)            「いい加減にしてください。テレビの音が聞こえないくらいいるさい。」と怒鳴る。</p> <p>(被告)            「我が家は夕食を取っていたので、音は我が家ではない」、「そんなにうるさいのなら、建物の防音の問題があることを考えてほしい。できれば音を測定してもらえるよう、お互いお願いするようにしましょう」</p>

旨を伝え、今度は、室内に入つて様子を確認した。被告が、子どもは大人しく遊んでいただけというと、警察はそのように通報者に伝えるといって帰つていった。  
 原告は警察に相談し、「傷害事件に発展してもおかしくないので、くれぐれも相手

への言動には注意するよう」に助言を受けたといい、被告は、原告が私たちを悪人に仕立て上げようと言ひがかりをつけていく、原告の方が、故意に棒で天井をたたいてくると反論している。  
 4月のマンションの理事会では、被告側

が内容証明付きの郵便を見せて、原告から言いがかりを付けられて困つていると説明した。原告も再三、管理組合に相談し、理事会側はメンバーで相談をし、上階からうるさい音が聞こえた場合には、昼夜を問わず原告が理事会メンバーに通報し、メン

表 8 - 3 原告被告のやり取り (2)

年月	原告供述	被告供述
提訴（平成20年12月）後 (*3)		
<p>被告による録音記録。</p> <p>(原告) 「うるせいからうるせいって言ってんだよ。ドンドンしてんだろう」、「8時半から。帰ってきてんだろう」、「電気も付いてんだろう? 全部分かってんだよ」、「いつまでもしらばくれてんだよ」、「出てこいよ、裁判所に出てこいよ」、「暇なくせに。おい、暇だろ」、「お前らがうるさいからやってるんだろ」、「やっていいってことになつてんだよ。弁護士同士で」、「お前、話の内容わかつてねえよ」、「裁判の内容分かつてねえよ、ばーかー」</p> <p>(原告妻) 「全部時間も記載しています。監視しています。全部監視しています」、「嫌がらせに100万も使いますか」、「早く出て行ってもらいます。毎日ぬけぬけと」</p> <p>(被告) 「常識で考えてみろ、お前も医者だろ」…</p> <p>(被告妻) 「パパだめよ、パパだめよ、裁判で直接やっちゃいけないって言われてるんだから」</p>		

バーが原告の部屋に入つて騒音を確認することとしたが、数ヶ月経つても原告からの連絡は一切なかつたため、その後は、管理組合は上下階のトラブルには一切関与しないことを決定して、双方に通知した。

バーが原告の部屋に入つて騒音を確認する

#### 訴訟の準備

7月には、原告はインターネットで調べて、設備系のコンサルタント会社A社に騒音測定を依頼した。しかし、A社が面談を無断キャンセルしたために不信感を持ち、

別の音響コンサルタント会社B社に測定を

依頼した。ただし、B社が行つたのは騒音の測定装置一式を室内にセッティングするところまでであり、実際の騒音測定の作業は、原告が音の発生に合わせて実施したものである。この記録では、騒音レベルが46dBを超えており、その中で最も大きかつた音は、周波数分析の結果、125Hzにピクを持つ音であつた（これに関してもは、本章4節に解説あり）。

8月には原告の妻が自律神経失调症（うつ病）で通院を始め、12月8日付けの診断書が証拠提出されている。

これらの経緯を辿つて、同年2月19日に、原告らは東京地裁に騒音の差し止めと慰謝料を求めて提訴した。裁判中も上階からの子どもの足音は止むことがなかつたと原告はいい、被告はこれを否定する状況が続いており、両者による激しい口論も行われた。

表8-3は、提訴から2年半ほど経過した平成23年8月の双方のやり取りであるが、感情的な激

しい争いが続けられたことを窺わせる記録である。これは原告夫婦が苦情を言いに来た時の様子を、被告が録音していたものから反訳したものであり、録音CDとともに証拠提出されている。これらのやり取りをもとに、原告からの苦情は脅迫に近いものだと被告は述べている。また、このやり取りからは、被告が代理人に任せたままで、裁判に出でていないことも窺わせる。

### 原告勝訴の1審判決

平成24年3月に判決が言い渡され、次節の判決文に示すように、原告側の全面勝訴という結果となつた。

原告の請求は、

1. 被告所有の建物から発生する騒音を、原告の建物内に40dBを超えて到達させてはならない。
2. 被告は、原告（夫）に対して94万0500円、及びこれに対する支払済みまで年五パーセントの割合による金員を支払え。
3. 被告は、原告（妻）に対して32万4890円、及びこれに対する支払済みまで年五パーセントの割合による金員を支払え。

というものであつたが、これに対し判決では、

1. 午後9時から翌日午前7時までの時間帯は40dBを超えて、午前7時から同日午後9時までの時間帯は53dBを超えて、それぞれ到達させてはならない。
2. 慰謝料額は各30万円が相当、測定費用64万500円、通院費用2万4890円も全額認める。

というものであり、原告の請求をほぼ100%認めた判決であった。特に、マンションの上階からの騒音に関して、室内での騒音の大きさを具体的に判示した点については、異例の判決と言えるものであった。

### 和解による決着

その後の詳細は不明であるが、裁判所または当事者から和解の提案がなされ、概ね以下の通りの内容で和解が成立した。

- ① 控訴人（原審被告）は204号室を退去し、被控訴人（原審原告）がそれに係わる諸費用を負担する。
- ② 控訴人は204号室の売却を目指す。ただし、それが成立するまでは部屋を賃貸することもあることを被控訴人は了解する。
- ③ これ以外の権利は放棄する。

おり、信頼性に欠けることなどである。併せて、控訴人（原審被告）側がマンションの別の部屋で行つた現地実験結果なども提出し、通常歩行時の音は等価騒音レベルで31～34dBであり、環境基準を超えていないと主張した。

一方、原告らは衝撃性の音は騒音レベルの最大値で評価するというWHOの環境騒音ガイドラインを示して妥当性を主張し、1審で認められた夜間は40dBを越す騒音を到達させてはならないという時間の範囲を拡大し、日中も含めるように付帯を行なつた。

などであるが、その詳細は閲覧制限が認められたので不明である。なお、第1審の過程においても原告側から和解案を提示したことであつたが、この時は、被告側が転居金を請求して不調に終わっている。

本訴訟での被告側の主張は、40dB以上上の音を一切発生させるなということでは、マンションが到底居住に耐えるものではなくなってしまうということである。

一方、原告らの主張は、例えファミリー向けマンションであつても、子どもが走り回ることを想定して設計されているものではなく、日常生活の範囲の通常の歩行を想定しているだけであるから、子どもの走り回りなどの音が響かないように配慮するのは当然である、ということである。しかし、本事案の争いは、そのような冷静な主張のぶつかり合いということではなく、表8・2や表8・3に示すように、両者が激しく憎みあう感情的な対立という側面の方が強い。このような状況は、判決文からだけでは殆ど捉えることはできず、トラブルの本質を理解することも難しい。

なお、第1審では原告らの主張が全面的に認められ、夜間40dB、日中53dB

という受忍限度の具体的な数値も示されたが、高裁ではこれらの判決に対する判断は下されず和解という形で決着したため、第1審の判決だけが残る結果となっている。

### 3. 訴訟の判決文（第1番のみ）

#### 主文

一 被告は、原告甲野太郎に対し、被告所  
有の別紙物件目録一記載の建物から発生す  
る騒音を、同原告が所有する同目録二記載  
の建物内に、午後九時から翌日午前七時ま  
での時間帯は四〇dB (A) を超えて、午  
前七時から同日午後九時までの時間帯は五  
三dB (A) を超えて、それぞれ到達させ  
てはならない。

二 被告は、原告甲野太郎に対し、九四万  
〇五〇〇円及びこれに対する平成二〇年一  
月二七日から支払済みまで年五パーセン  
トの割合による金員を支払え。

三 被告は、原告甲野花子に対し、三三二万  
四八九〇円及びこれに対する平成二〇年一  
月二七日から支払済みまで年五パーセン  
トの割合による金員を支払え。

四 原告甲野太郎のその余の請求を棄却す  
る。

五 訴訟費用はこれを四分し、その三を被

告の負担とし、その余を原告甲野太郎の負  
担とする。

六 この判決は主文第二項及び第三項に限  
り仮に執行することができる。

#### 事実及び理由

##### 第一 請求

一 被告は、原告甲野太郎に対し、被告  
所有の別紙物件目録一記載の建物から発生  
する騒音を、原告が所有する同目録二記載  
の建物内に、四〇dB (A) を超えて到達  
させてはならない。

##### 第二 事案の概要

本件は、原告甲野太郎（以下「原告太郎」）

という。が、マンション内に同人が所有  
する居室の階上の居室を所有する被告に対  
し、所有権ないし人格権に基づく妨害排除  
請求として、被告所有の居室から発生する  
騒音の差止め並びに不法行為（被告の子が  
被告所有の居室内を歩行して騒音を発生さ  
せた。）に基づく損害賠償請求として九四  
万〇五〇〇円及びこれに対する訴状送達の  
日（記録によれば平成二〇年一二月二七日  
と認められる。）から支払済みまで年五パー  
セントの割合による金員の支払を、原告太

郎の妻で同人所有の前記居室に同居する原  
告らの主張

A A 被告の子は、平成一八年四月以降、

毎晩深夜まで二〇四号室の室内を走り回  
り、一〇四号室内で四五dB (A) から六  
六dB (A) の音量に達する歩行音を発生  
させた。

B 一〇四号室の階上にある一〇四号室  
に居住する被告は、その階下にある一〇四  
号室に居住する原告らに対し、被告の子を  
二〇四号室内で走り回らないように、ある

れに対する訴状送達の日（前同）から支払  
済みまで年五パーセントの割合による金員  
の支払を、それぞれ求めるものである。

##### 一 爭いのない事実

ア 原告太郎は別紙物件目録二記載の建  
物（以下「一〇四号室」）を、被告は同目  
録一記載の建物（以下「二〇四号室」とい  
う。）をそれぞれ所有し、両建物はいずれ  
も同一のマンション（以下「本件マンショ  
ン」という。）内にある区分所有建物であり、  
二〇四号室の階下に一〇四号室がある。

イ 原告太郎及び同花子は一〇四号室  
に、被告及びその家族（被告の子を含む。）  
は二〇四号室に、それぞれ居住している。  
二 争点（本件不法行為の成否、原告ら  
の損害）

A A 被告の子は、平成一八年四月以降、  
毎晩深夜まで二〇四号室の室内を走り回  
り、一〇四号室内で四五dB (A) から六  
六dB (A) の音量に達する歩行音を発生  
させた。

いは走り回つても階下に歩行音を侵入させないように配慮する義務があるのにこれを怠り、前記のとおり四〇dB (A) を超える歩行音を一〇四号室に到達させていることは、原告らの受忍限度を超えて、原告らの人格権ないし原告太郎の一〇四号室に対する所有権を侵害する不法行為である（以下「本件不法行為」という。）。

イ A 原告太郎は、平成二〇年七月、前記歩行音の測定を訴外丙川株式会社（以下「訴外会社」という。）に依頼し、同社に対し調査費用として六四万〇五〇〇円を支払った。

B 原告花子は、本件不法行為により受けたストレスのため体調不良となり、丁原メンタルクリニックに通院し、治療費及び薬代として合計二万四八九〇円を支払った。

C 原告らがそれぞれ前記のとおり支払った金員は、本件不法行為と相当因果関係がある損害である。

ウ 本件不法行為により、原告らはいずれも精神的苦痛を受け、同精神的苦痛についての慰謝料額は原告らそれぞれにつき三〇万円を下らない。

ア 原告らの主張ア A の事実は否認し、同 B は否認し争う。

イ 原告らの主張イ A、B はいずれも不知、同 C は争う。

ウ 原告らの主張ウは争う。

### 第三 裁判所の判断

一 争いのない事実、証拠（認定事実の末尾に掲記する。）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア A 本件マンションは準工業地域に位置し、一〇四号室及び二〇四号室はいずれも本件マンションの南西側角に位置し、本件マンションの南側道路はバス通りであり、本件マンション及び同道路の南側には、戊田製作所がある（争いのない事実、甲九、乙一の四）。

Б 本件マンションの外壁のコンクリート厚は一五〇mm、戸境壁のコンクリート厚は一八〇mm であり、床は玄関たたき部分を除き厚さ一〇〇mm 以上のコンクリートの上に約四mm 厚の防音緩衝材を施工し、その上に遮音性能 L<sub>1</sub> - 45 の規格の約九mm 厚のフローリング材を施工している（乙一の三）。

С 本件マンション内の居室の売主であ

る訴外甲田株式会社は、原告代理人からの照会に対し、前記防音緩衝材の遮断性能規格について、あくまで上下階の軽量床衝撃音（食器など比較的硬質軽量な物体の落下や椅子を引きずつたことなどで階下室に発生する音に対する遮断性能の評価値であり、歩行音などの生活音を遮断するものでない旨を回答している（乙一の八、二の一）。

イ A 原告太郎は、平成一七年一二月七日に一〇四号室を購入し、平成一八年三月ころから原告花子を含む家族と同号室に居住するようになった（甲一、弁論の全趣旨）。

Б 被告は、同年四月一八日から二〇四号室に居住するようになった（弁論の全趣旨）。

ウ 原告らは、同年一〇月ころ、本件マンションの管理人に対し、本件不法行為に係る歩行音を訴え、同管理人は、二〇四号室を本件マンション内の全戸に、一般論として騒音を生じさせないよう注意を促す書面を配布し、原告らは、同年一一月ころにも、前同様の訴えをし、同管理人は、前同様に書面を配布した（争いのない事実、弁論の全趣旨）。

エ 原告太郎の委託を受けた訴外丙川株式会社は、平成二〇年七月三日から同月三

○日までの間、一〇四号室のリビングルームの中央で高さ一・二mの位置を測定点として騒音計マイクロホンを設置し、原告らは前記設置した装置を用いて、階上からの音を聴感で閲知した際に、騒音計とこれに接続したレベルレコーダーを稼働させて、以下の測定日時に測定した結果は、別紙一のとおりであり、その際に四六dB(A)以上のピーク値が測定された状況は、別紙二のとおりである(甲二)。

上記測定値のうち別紙三の項目欄のとおり同月二八日の測定時に録音した音の周波数特性を求めるとき二五ヘルツの周波数の成分が一番大きい(甲二、一六)

オA 被告と同居している被告の子であ

る訴外乙山竹夫(以下「被告の子」という。)は、平成二〇年七月三日、同月九日、同月一〇日、同月一一日、同月一七日は在籍する幼稚園に登園し、同月一四日は登園せず、同月二〇日以降は登園しなかつた(乙五の一)。

B 被告の子は、同月一七日は午前一時三〇分ころ前記幼稚園から退園した(乙五の一)。

C 被告の子は、同月二〇日から二一日に、被告及びその妻と一緒に幕張メッセに

映画館に出かけ、同月二六日午後は水泳に出かけ、同月三〇日は埼玉県に出かけた(乙七)。

力 重量衝撃音、軽量衝撃音、dB(A)、上階の居室から下階の居室への音の伝搬、伝搬する歩行音の周波数特性について的一般的知見は、以下のとおりである(甲一八、一九)。

A 重量衝撃音とは、子供の体重に近い重量物を高さ1m程度から落下させた時の床衝撃で発生する音、軽量衝撃音とは、椅子の引きずり音やスプーン等の比較的軽量固体物が落下した時の衝撃音をいう。

B dB(A)は、マイクロホンで物理的に捉えた音圧信号を人間の耳の感度特性に合わせて評価する場合に使用する単位であり、騒音レベルの評価に使用するものである。

C 上階の居室から下階の居室への音の伝搬は、空気伝搬音と固体伝搬音があり、前者には上階の床・下階の天井を通過してくる音、窓から伝わってくる音があり、後者には、上階の床振動によつて音が下階に放射されるものと、壁や柱の振動が伝搬して音を放射するものとがある。

D 他の音と歩行音の区別は難しいが、後者は重量衝撃音に類し、周波数は概ね五〇〇ヘルツ以下の低周波音となるのに対し、一般的の音は空気伝搬音である場合、五〇〇ヘルツ以上の成分が含まれる音となる。

二 以上の認定事実によれば、平成二〇年七月三日から同月三〇日までの間に一〇四号室のリビングルーム内で前記一エのとおり測定された音のうち四六dB(A)以上のピーク値を示したものは、別紙二のとおりであり、うち同月二八日の測定時に録音した音は、別紙三のとおり二五ヘルツの周波数の成分が一番大きいというのであり、前記一カA及びDの一般的知見に照らし、重量衝撃音に該当し、同アB及びCで認定した本件マンションの床の状況及び設置された防音緩衝材の仕様に照らすと、二〇四号室の床ないし一〇四号室の天井は固体伝搬音としての重量衝撃音を遮断するには必ずしも十分でないことが窺われるから、前記重量衝撃音に該当する音は、人の歩行、飛び跳ねによる床衝撃で発生したものと認められる。

そして、前記イB及びオAの認定事実によれば、一〇四号室には被告の子が居住し

ており、前記認定した重量衝撃音の発生原因に照らすと、前記の床衝撃は、被告の子の飛び跳ねによるものと推認できる。

三 これに対し、被告は、（一）二〇四号室には廊下と和室以外には絨毯等を敷き詰めている、（二）被告の子は幼稚園に通園し日中は二〇四号室に在室しないし、（三）午後六時以降はビデオやテレビを見せたりしており、騒音を発していない、（四）前記一アAの本件マンション周囲の環境に照らし、他の原因により騒音が発生している、（五）固定伝搬音は上階の部屋以外からも伝搬する、（六）通常の歩行音では六三ヘルツの周波数の成分が一番大きいと主張して、原告の前記主張を争い、証拠（乙八ないし一）は同（六）の主張に沿うものであり、被告の子は、前記一エの測定日時のうち（ア）平成二〇年七月一七日の午前一時〇四分から同日午前一一時二二分、（イ）同月一九日から同月二一日の午前九時前から午後一一時ころまで、（ウ）同月二二日の午後四時以降、（エ）同月二六日、（オ）同月三〇日は二〇四号室に在室していなかつた、（カ）同月二十四日は午後六時三〇分過ぎには就寝していたと供述し（乙六）、証拠（乙五の一・二、七）は

一部同供述に沿うものである。

しかしながら、証拠（甲二二ないし二四）によれば、高さ四〇cmからの自然な飛び降りや飛びはねなどの場合には、一二五ヘルツの周波数の成分が一番大きいなど、歩行の態様等によって、一番大きい周波数の成分は異なることが認められ、前記（六）の主張ないしこれに沿う前記証拠は、前記二の認定判断を左右するに足りないし、前記一アAの本件マンション周囲の環境や同カCの知見を踏まえても、子供の体重に近い重量物を高さ一m程度から落下させた時の床衝撃で発生する重量衝撃音が、本件マンション外で発生し、壁ないし窓を通じて一〇四号室に伝搬するとは考え難く、前記（四）の主張も前記二の認定判断を左右するに足りない。

また、証拠（乙七）によれば、被告の子が父母と共に出かけたのは平成二〇年七月二〇日であり同月一九日ではないこと、同日に四六dB（A）以上のピーク値が測定されたのは午前八時五四分から午前一〇時三二分の間であり（甲二）、同日の同時刻後に外出したとすれば整合すること、同月二日に四六dB（A）以上のピーク値が測定されたのは午後一〇時二四分から午後六時三〇分過ぎには就寝していたと供述

一〇時三七分の間であり（前同）、同時刻ころ外出先から帰宅したとすれば、夏休みの日記（乙七）の同日の記載と整合すると、同月二六日に四六dB（A）以上のピーク値が測定されたのは午後一時〇〇分から午後一時〇一分の間のことであり（前同）、同時刻後に外出したとすれば夏休みの日記（前同）の同日の記載と整合すること、同月三〇日に四六dB（A）以上のピーク値が測定されたのは午前一一時五九分のことであり（甲二）、同時刻後に外出したとすれば夏休みの日記（乙七）の同日の記載と整合することが認められ、そうすると前記（六）（イ）、（エ）及び（オ）の主張事実なししこれに沿う陳述書（乙六）や前記夏休みの日記（乙七）は、前記二の認定判断を左右するに足りないし、かえつて同月一九日の前記測定結果が被告の主張と矛盾せず、同月二一日及び同月二六日の前記測定結果が夏休みの日記（前同）の各同日の記載と整合し、被告の子が幼稚園に登園した日で在園中と考えられる時間帯には、前記（六）（ア）の時間帯を除いて四六dB（A）以上のピーク値が測定されておらず、二〇四号室に在室中と考えられる時間帯に四六dB（A）以上のピーク値が測定されてい

ること（甲一、乙五の一）は、前記二の推認をさらに補強する事実ということがで  
き、前記（2）の主張も前記二の認定判断を左右するに足りない。前記（3）、（6）（カ）及びこれに沿う陳述書（乙六）には裏付けがなく、裏付けがあるのは同（6）（ア）及び（ウ）の事実にとどまり（乙五の二・三）、同事実によって、前記のとおりさらに補強された前記二の認定判断は左右されない。前記（1）の主張は証拠（甲一〇、二〇）に照らし、前記二の認定判断は左右するものとして採用できず、同（5）も前記認定した在園中、二〇四号室在室中の各時間帯と四六dB（A）以上のピーク値が測定された時間帯との関係性に照らすと、前記二の認定判断を左右するに足りない。

四 以上の認定判断によれば、被告の子は、遅くとも平成一八年五月ころ（被告の子が二〇四号室で居住するようになつたと被告が自認する時期）以降、別紙一に近似する時間帯、頻度で二〇四号室内において飛び跳ね、走り回るなどして、一〇四号室内で重量衝撃音を発生させた事実を認めることができる。

五 そこで、前記四で認定した事実を生じさせないように配慮しないことが、原告

らの受忍限度を超える不法行為を構成するか否かについて検討する。

証拠（甲一、一六、二一、二三）によれば、（1）平成二〇年七月二八日の測定時に録音した音の周波数特性を求めて、周波数別の音圧レベルを分析した結果が別紙三であり、dB（A）が四八ないし五〇の場合でも、一二五ヘルツの周波数の成分が一番大きい床衝撃音レベルは六四dBないし六六dBに、dB（A）が六〇に達する場合は、同床衝撃音レベルは七三dBないし七六dBにそれぞれ達すること、（2）争いのない事実ABの本件マンションの床・天井が有する遮音性能LL・45（L・45と同義）では、マンション等の集合住宅における床衝撃音遮断性能の周波数特性と等級（等級曲線）が想定している程度の衝撃であれば、これによる一二五ヘルツの周波数の成分の床衝撃音レベルは五八dB以下にまで遮断でき、例えば、通常の人の走り回り、飛び跳ねなどは、聞こえるが意識することはあまりないという程度にまで遮断できるはずであるが、前記測定・分析結果は別紙三のとおり一二五ヘルツの周波数の成分の床衝撃音レベルが五八dBを超えており、前記四で認定した事実に係る衝撃

は、床衝撃音遮断性能基準としての等級曲線が前記のとおり想定している程度の衝撃を超えるものであること、足音、走り回りや飛び降り、飛び跳ねなどを衝撃源とする生活音は、生活実感として、四八dB（A）を超えるとやや大きく聞こえ、うるさが気になり始める程度に達し、五三dB（A）を超えると、かなり大きく聞こえ相当にうるさい程度に達し、四〇dB（A）である程度にとどまることができ、それぞれ認められる。

以上によれば、前記四で認定したとおり、被告の子が二〇四号室内において飛び跳ね、走り回るなどして、一〇四号室で重量衝撃音を発生させた時間帯、頻度、その騒音レベルの値（dB（A））は、別紙一のとおりであり、静肅が求められるのは就寝が予想される時間帯である午後九時から翌日前七時までの時間帯でもdB（A）の値が四〇を超える、午前七時から同日午後九時までの同値が五三を超える、生活実感としてかなり大きく聞こえ相当にうるさい程度に達することが、相当の頻度であるといふのであるから、被告の子が平成二〇年当時幼稚園に通う年齢であったこと（乙五の

一ないし五の三)、その他本件記録から窺われる事情を考慮しても、被告の子が前記認定した程度の頻度・程度の騒音を階下の居室に到達させたことは、二〇四号室の所有者である被告が、階下の一〇四号室の居住者である原告らに対して、同居者である被告の子が前記程度の音量及び頻度で騒音を一〇四号室に到達させないよう配慮すべき義務があるのにこれを怠り、原告らの受忍限度を超えるものとして不法行為を構成するものというべきであり、かつこれを超える騒音を発生させることは、人格権ないし一〇四号室の所有権に基づく妨害排除請求としての差止の対象となるというべきである。

以上によれば、本件不法行為に係る原告の主張は、前記認定した限度で理由があり、騒音の差止請求は、前記説示の時間帯に前記程度の騒音の差止を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

六 そこで進んで、原告らの損害について検討すると、前記認定した騒音発生の始期、午後九時から翌日午前七時までの時間帯にdB(A)の値が四〇を超えて、午前七時から同日午後九時までの同値が五三を超えた頻度・程度に照らすと、これにより原

告らがそれぞれ受けた精神的苦痛に対する慰謝料額としては、各三〇万円が相当である。

**証拠**（甲四、五の一ないし五の七、六の一ないし六の七）によれば、原告花子は平成二〇年八月二十五日、同年六月ころから出現した頭痛等の症状を訴え、医師により自律神経失調症との診断を受け、通院を開始し、治療費・薬代として合計二万四八九〇円を支出したことが認められ、前記診断の結果に照らすと、原告花子の前記症状は、前記認定した限度の本件不法行為に起因するものと認められ、前記金額の治療費・薬代は前記認定した限度の本件不法行為と相当因果関係がある損害と認められる。

**証拠**（甲二、三）及び弁論の全趣旨によれば、原告太郎は、本件不法行為に係る騒音の測定を訴外会社に依頼し、平成二〇年九月一七日、同社に対し、その費用・報酬として六四万〇五〇〇円を支払ったことが認められ、同費用は、本件請求のための費用ではあるが、客観的な騒音の測定は本件不法行為の立証のために必要不可欠なものであり、同測定は訴外会社等の第三者の専門家に依頼することが必要不可欠であるから、前記程度の費用額は、前記認定した限

度の本件不法行為と相当因果関係がある損害と認められる。

七 よつて、本件請求は、主文の限度で理由があるから、その限度で認容し、その余は理由がないから棄却することとし、本文のとおり判決する。

裁判官

## 4. ブラブル防止・解決のための事案分析および解説

### 4. 1 判決内容解説

判決の解説は本書の主旨ではないが、本事案に関しては、第1審の判決文だけでは誤解を招く恐れのある箇所もあるため、その点の補足も兼ねて、訴訟全体の事例解説を行なう。

本事案は、訴訟記録N-6の判決（以下、前例と呼ぶ）を参考にしているのは明らかであり、慰謝料の請求金額を原告1人当たり30万円としているのも、前例の判決の金額に同じであるし（前例の請求額は200万）、詳細な発生音の記録を残していることも、前例で重要な証拠として扱われたことを参考にしたものと考えられる。また、前例では45dBを超えて音を到達させてはならないことを請求しているが、前例の建物は床の厚みが150mmであり、本事案では床厚が200mmであることを考慮して40dBという数値を決めたとも考えられる。このように、本事案の提訴は、1年前に出された前例の判決を参考として十分に練られた上で行われたと考えられる。

前例の参照は判決においてもなされ、その結果、原告のほぼ全面勝訴という形となつた。しかし、判決の内容には幾つか技術的に疑問を感じざるを得ない部分がある。本来は、控訴がなされてるので、その判決で真偽の判定が行なわれるべきものであるが、裁判がこれらに触れずに和解という形で決着してしまったので、今後の同種問題とも絡むので、参考までにここで記載しておくこととした。

まず、一番問題となるのは125Hzにピーカーのある音の記録である。証拠提出された音の周波数特性は、125Hzに鋭いピークがあり、隣の中心周波数63Hzのレベルより20dB以上大きくなっている。床衝撃音のような衝撃性の音の周波数特性としては、このような形は理論的にまず有り得ず、実例的にも今まで何百という周波数特性を見てきたが、このような特性は皆無である。すなわち、レベルレコーダーで記録したレベル図ではこのようなピーク状の形を示すことがあるが、周波数特性ではこのような形にはならない。この形は共振性のスペクトル特性を示すものであり、音でいえば空間で共鳴している時の形である。実際にどのようない理由でこのような特性になつたのかは不明であるが、これが床衝撃音の周波数特性でないことは音響技術者なら異論はないところであり、これは被告側証人の技術者も指摘しているところである。何らかのデーターの混入があつたのか、あるいは捏造なのかは分からぬが、どちらにしても、判決には事実誤認があつたといわざるを得ない。しかし、これは証明責任の問題でもあり、説得力のある立証が不足していたとも言える。

次に、床衝撃音の大きさとして、夜間40dB、日中53dBを超えて到達させてはならないとしている点である。本建物の床厚は200mmであり、この時の重量床衝撃音等級は概ねL-50となる（その他要因によりプラスマイナス1ランク程度変化する場合もある）。L-50は建築学会の適用等級では1級、品確法の等級では5級であり、好ましい性能等級となるが、既に述べたように、上階からの日常生活の足音などが全く響かないということではなく、小さい音はあるが聞こえる状態であり、その騒音レベルがピーク値で40dBを超える場合もある。判決では40dBを下回ればそんなにうるさくないという受音側の条件での数値を決めているが、建物側の状況、すなわち発生側の条件が

整わなければ、実質的に実現不可能な規制ともなりかねない。すなわち、被告側が言うように、40dB以上の音を一切発生させることなどということでは、マンションが到底居住に耐えるものではなくなってしまうことになる。また、床厚の薄いマンションや木造や軽鉄造のアパートなども多く存在している現状の中で、音の大きさの具体的な数値を示して受忍限度を決めることは適切ではない。原判決には他にも細かな疑問点があるが、大きくは以上の2点であり、これは被告側が控訴をした理由の一部ともなっている。高裁では和解で決着したが、これが裁判所からの勧めと仮定して考えると、高裁としては、音の判定は技術的にも大変難しいものであるため、なるべくそこに立ち入りたくないという思いがあり、もともとは双方の感情的な対立であるという意識があるため、和解による決着を勧めたという側面があると推察される。裁判所から和解を勧められると、原告被告とも後のことを考えると無下に断りづらいという心理が働き、原告にとつては、原審で認められた事実が覆る恐れもあり、被告は、もうマンションを退去してもよいという気持ちにもなつていたため、和解に至つたものと考えられる。いわば、三者妥協の産物であつたといえるであろう。

#### 4. 2 爭いの中での当事者の嘘

本訴訟の理由は、被告の子どもが毎日のように夜遅くまで走り回り、耐え難い騒音を発生させたこととなつていて、その真偽は定かではない。訴訟記録No. 7と同様に、その真偽が分かるのは当事者だけであり、供述の内容に明らかな食い違いがある場合は、どちらか、あるいは両方が嘘を言つているということになる。当事例も多分にその可能性が考えられる。

訴訟記録No. 6、No. 7でも示したように、マンション等でのトラブル原因で一番多いのが音の問題であり、その中でも床衝撃音に関するトラブルが最も多くなつていて、この理由は2つあり、1つは住戸が上下階となるため住人同士の人間関係が作りづらい事である。最近のマンションは、低中層住宅では片廊下型

詳細経緯の中の当事者同士のやりとりを見れば歴然のように、この争いは、騒音に関するものというよりは、感情的な隣人トラブルという色彩が強く、騒音はその攻撃材料に使われているだけというのが本質である。この争いは、裁判の場だけではなく、日常生活の中でも激しく繰り広げられており、まさに泥沼の争いといつてよいものである。詳細経緯では省略したが、実際にはインターネットの掲示板やブログなどでも相手への攻撃合戦が行われていた。これを更に面倒なものにするのが、争いの中では当事者は平気で嘘をつくということである。それは訴訟の中での証言や準備書面などでも行われ、これらのやり取りの中で相手に対する敵意がさらに燃え上がり、泥沼の争いと化してゆく。

が一般的であり、昔の公団住宅のような階段室タイプの建物は少なくなっている。また、高層建物ではエレベーター移動を中心であるから自室のある階以外とは殆ど交流は生れない。このような顔も名前も知らない交流不足の相手と上下階住戸を構成することになるため、どうしてもトラブルが発生しやすくなる。

もう一つの理由は、床衝撃音ではお互い様が成立しないことである。例えば、壁を通して隣りから聞こえる生活音では、自分のところの音も隣りに聞こえていることが当然想像できるから、お互い様となり苦情は発生しづらくなる。ところが上階からの足音などは、下の階の人が一方的に上から騒音を聞かされるだけであり、お互い様は成立しない。これを成立させようとすれば棒で天井を突くしかなくなってしまうが、これは意図的な攻撃であり、お互い様の話ではなくなってしまう。このようにお互い様が成立しない関係では苦情によるトラブルが発生しやすくなる。

このような直接的な理由に加え、集合住宅での居住者、特に6階建て以上の高層住宅の居住者が急激に増えていること、時代と共に人間関係や地域のコミュニティー自体が希薄になってきていることなども影響して、集合住宅でのトラブルが増加する傾向を示している。訴訟記録N.O. 6の解説でも示したように、床衝撃音の訴訟が発生し始めたのは平成に入つてからであり、まだ20数年と新しい問題ではあるが、前記したような状況を考えると今後も増加の傾向を辿るものと考えられる。